

令和 7 年 9 月 27 日

【重要】アップデート、マスタ更新のお願い

令和 7 年 10 月からの医療 D X 推進体制整備加算・後期高齢 2 割配慮措置完了

株式会社スカイ・エス・エイッチ

長谷川、小林、竹本、石崎

いつもお世話になり、ありがとうございます。

令和 7 年 10 月一部診療報酬改定に伴い、9 月 26 日以降、10 月診療開始
までにアップデートおよびマスタ更新をお願いいたします。

マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数も再度変わります。

—記—

1. 令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月の医療 D X 推進体制整備加算

コード	診療行為名称	利用率	点数	電子処方箋 発行体制
111703670	医療 D X 推進体制整備加算 1（初診）	60%	12 点	あり
111703770	医療 D X 推進体制整備加算 2（初診）	40%	11 点	あり
111703870	医療 D X 推進体制整備加算 3（初診）	25%	10 点	あり
111703470	医療 D X 推進体制整備加算 4（初診）	60%	10 点	なし
111703570	医療 D X 推進体制整備加算 5（初診）	40%	9 点	なし
111703370	医療 D X 推進体制整備加算 6（初診）	25%	8 点	なし
113707970	医療 D X 推進体制整備加算 1（医学管理等）	60%	12 点	あり
113708070	医療 D X 推進体制整備加算 2（医学管理等）	40%	11 点	あり
113708170	医療 D X 推進体制整備加算 3（医学管理等）	25%	10 点	あり
113707770	医療 D X 推進体制整備加算 4（医学管理等）	60%	10 点	なし
113707870	医療 D X 推進体制整備加算 5（医学管理等）	40%	9 点	なし
113705470	医療 D X 推進体制整備加算 6（医学管理等）	25%	8 点	なし

(1)電子処方箋を新規導入し、加算 1～3 を算定される場合、届け出が必要です。届けられた場合は、弊社にて設定いたしますので連絡をお願いします。

(2)電子カルテ情報共用サービスの参加は、令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置です。

(3)小児科外来診療料を算定しており、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの

延外来患者数のうち 6 歳未満の患者の割合が 3 割以上の場合、令和 7 年 10 月 1 日から
令和 8 年 2 月 28 日までの間に限り、上表の利用率「25%」は「22%」とします。

届け出が必要です。届けられた場合は、弊社にて設定いたしますので連絡をお願いします。

(4)マイナ保険証利用率の確認方法、ORCA 設定は従来と同じです。

2. 後期高齢者 2 割負担の配慮措置が令和 7 年 9 月 30 日で終了します。

後期高齢者 2 割負担は、残ります。9 月 30 日以前は、1 割負担の場合と比べた時の 1 ヶ月分の負担増が最大 3,000 円となるような配慮措置がありました。

—以上—